

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年8月9日

【会社名】 株式会社 大利根カントリー倶楽部

【英訳名】 Ohtone Country Club Limited

【代表者の役職氏名】 取締役社長 磯野克己

【本店の所在の場所】 茨城県坂東市下出島10番地

【電話番号】 0297(35)1344(代表)

【事務連絡者氏名】 副支配人 白井功

【最寄りの連絡場所】 茨城県坂東市下出島10番地

【電話番号】 0297(35)1344(代表)

【事務連絡者氏名】 副支配人 白井功

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 一般募集 100,500,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	15株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 この普通株式は、譲渡制限株式であり、譲渡により取得するには取締役会の承認が必要となります。 単元株制度は採用しておりません。

(注) 1 平成28年8月5日(金)開催の取締役会決議によります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	15株	100,500,000	50,250,000
計(総発行株式)	15株	100,500,000	50,250,000

(注) 1 ．募集株式については、その全てを発行会社が直接募集いたします。

2 ．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、50,250,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
6,700,000	3,350,000	1株	自 平成28年8月25日(木) 至 平成29年3月31日(金)		自 平成28年8月25日(木) 至 平成29年3月31日(金)

(注) 1 ．一般募集の方法により行うものとし、第三者割当は行いません。

2 ．発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3 ．本募集は、当社が経営をする大利根カントリークラブの正会員(在籍5年以上)1名からの紹介があり、入会審査を受け大利根カントリークラブの正会員になることが条件となります。申込期間は、大利根カントリークラブへの入会申込期間となります。申込方法は、下記申込取扱場所に入会申込書類一式を提出するものいたします。また、会員登録料(300万円、別途消費税)、預託金(100万円、非課税)および年会費(6万円、別途消費税)が必要となります。なお、年会費は入会日より月割計算となります。

4 ．申込が募集株式数を超過した場合は、その時点で申込を終了いたします。申込が募集株式数に満たない場合においても、大利根カントリークラブの会員となるための入会審査を行い、承認された方の数をもって発行株数といたします。

5 ．申込方法は、申込期間内に株式申込証を下記申込取扱場所に提出するものいたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社 大利根カントリー倶楽部	茨城県坂東市下出島10番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社 常陽銀行 岩井支店	茨城県坂東市岩井3289- 1

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
100,500,000	200,000	100,300,000

(注) 1 . 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額100,300,000円につきましては、財務基盤強化のためであります。

具体的には、返還義務である預託金に備えるものであり、支払時期までは、預貯金および安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第58期)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成28年8月9日)までの間に生じた変更はありません。

なお、当該有価証券報告書には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日(平成28年8月9日)現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度(第58期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月30日 関東財務局長に提出
---------	------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月30日

株式会社 大利根カントリー倶楽部
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安	田	弘	幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	種	村		隆

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大利根カントリー倶楽部の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大利根カントリー倶楽部の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。